令和７年度第３回市長会議次第

令和７年１０月２３日（木）１５：３０～
足利市役所３階　全員協議会室

１　開　　会

２　あいさつ

⑴　会長あいさつ
⑵　開催市市長あいさつ
⑶　再選市長あいさつ
⑷　栃木県総合政策部長あいさつ

３　報告事項

⑴　会務報告について　〔資料１〕
　①　自由民主党栃木県支部連合会政策懇談会への要望　〔資料１－１〕

⑵　全国市長会・全国市長会関東支部・県市長会等の主要日程（後期）について　〔資料２〕

⑶　外部からの要請・要望等について
　①　（公財）栃木県シルバー人材センター連合会　〔資料３－１〕
　②　栃木県農村女性会議　〔資料３－２〕

４　協議事項

⑴　栃木県市長会代表役職の推薦について（１団体１役職）　〔資料４〕
※事務局案のとおり決定
　①　栃木県国民健康保険審査会

⑵　県に対する要望について（秋季）　１９件　〔資料５－１・２〕
※原案のとおり決定
　ア　観光庁の栃木県移転について（日光市）
　イ　本県への移住推進について（さくら市）
　ウ　学校給食費の無償化について（大田原市）
　エ　地域医療体制の充実に向けた医師確保支援について（矢板市）
　オ　医療費助成制度の補助率見直しについて（真岡市）

カ　県営水力発電収入を活用した地域脱炭素化促進事業について（鹿沼市）
キ　外来カミキリムシ類防除対策に係る支援について（栃木市・大田原市）
ク　鳥獣保護管理法における緊急銃猟について（佐野市）
ケ　思川流域及び渡良瀬遊水地におけるイノシシ対策の推進について(小山市)
コ　地域未来投資促進法制度活用に係る用地取得について（下野市）
サ　農業資材・燃油・飼料・肥料等の価格高騰対策支援について（さくら市）
シ　都市内交通を担う道路の整備促進に関する支援について（宇都宮市）
ス　流域治水の推進に関する財源確保について（宇都宮市）
セ　ハザードマップ作成に係る財政支援について（栃木市）
ソ　上水道事業に係る財政支援について（那須烏山市）
タ　隣接県との都市計画の接続に関する考え方について（足利市）
チ　孤立可能性集落防災力強化補助金の見直しについて（佐野市）
ツ　国際理解教育の充実に係る支援について（足利市）
テ　校内教育支援センター支援員の配置事業に係る支援について（真岡市）

５　そ の 他

６　閉　　会

資料1

栃木県市長会会務報告

期　日	種　別	概　要
R7. 7. 29 (火)	第 2 回市長会議	那須烏山市「風月カントリー倶楽部」において開催し、報告については了承し、協議については原案のとおり決定した。 〔報告〕 ⑴　会務報告について ①　栃木県国税・地方税キャッシュレス納付共同推進宣言 ②　第95回全国市長会議決議 〔協議〕 ⑴　令和６年度栃木県市長会歳入歳出決算について ①　令和６年度栃木県市長会歳入歳出決算書 ②　令和６年度栃木県市長会財産に関する調書 ③　監査の意見書 ⑵　令和８年度法令外負担金審議の基本方針(案)について ⑶　栃木県市長会代表役職の推薦について ①　栃木県人権施策推進審議会 委　員　さくら市長 ②　栃木県市町村総合事務組合 議　員　足利市長 〔行政視察〕 「いちごの学校」
R7. 8. 22 (金)	栃木県副市長会議	宇都宮市「ホテル東日本宇都宮」において、次のとおり開催した。 〔講演〕 「いま進めるべき女性活躍推進」 栃木県 女性活躍推進フェロー　藤井　佐知子　氏 〔事業説明〕 「郵便局と地方創生」 日本郵便㈱　執行役員　竹中　正博　氏 地方創生担当シニアアドバイザー　武居　丈二　氏 〔意見交換〕 各市の課題等について ⑴「クビアカツヤカミキリへの対策」について ⑵「窓口開庁時間の短縮」について ⑶「イベント時の観光客入込数の算出方法」について 〔その他〕
R7. 8. 27 (月)	天　機　奉　伺	那須御用邸において、事務局が天機奉伺を行った。

期　日	種　別	概　要
R7. 9. 3 (水)	・損害保険担当者会議 ・火災・自動車共済事業栃木県連絡協議会 ・共済保険担当者会議	栃木県自治会館において、「全国市長会損害保険担当者会議」、「全国都市職員災害共済会火災・自動車共済事業栃木県連絡協議会」及び「全国市長会共済保険担当者会議」を開催した。
R7. 9. 9 (火)	要望書の提出	川俣副会長が自民党県連政策懇談会に出席し、次の事項について自民党県連会長及びとちぎ自民党議員会会長あて要望書を提出した。【資料４－１】 １．予算に関する要望 校内教育支援センターの設置促進に関わる経費負担について ２．政策に関する要望 結婚支援施策の充実等について
R7. 10. 9 (木) ～10. 10 (金)	第87回全国都市問題会議	宇都宮市「ライトキューブ宇都宮」において、次のとおり開催された。 〔基調講演〕 京都大学名誉教授　広井良典氏 〔主報告〕 栃木県宇都宮市長　佐藤栄一氏 〔一般報告〕 ・東洋大学国際 PPP 研究所 シニアリサーチパートナー　南学氏 ・香川県高松市長　大西秀人氏 ・早稲田大学理工学術院教授　森本章倫氏 〔パネルディスカッション〕 「成熟社会の都市のかたち ～コンパクトで持続可能なまちづくり～」 コーディネーター 埼玉大学大学院人文社会科学研究科教授　内田奈芳美氏 パネリスト ㈱みちのり HD 代表取締役グループ CEO (兼) 関東自動車㈱代表取締役社長　吉田元氏 まちなか広場研究所主宰　山下裕子氏 北海道室蘭市長　青山剛氏 鳥取県米子市長　伊木隆司氏
R7. 10. 16 (木) ～10. 17 (金)	全国市長会関東支部役員会	山梨県笛吹市「ホテル春日居」にて開催され、報告については了承し、協議については原案のとおり決定した。 〔報告〕 ⑴　全国市長会関東支部会務報告 ⑵　全国市長会会務報告

期　日	種　　別	概　　要
		⑶　全国市長会関東支部役員の異動について ⑷　全国市長会役員の異動について 〔協議〕 ⑴　全国市長会関東支部提出議案について ⑵　第115回全国市長会関東支部総会の開催日程等について ⑶　国民健康保険対策特別委員会委員の推薦について 〔その他〕 ⑴　国からの説明について ・地方税制の動向と課題等（総務省自治税務局説明） ・地方創生2.0について（内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局説明）

資料1－1

令和７年７月２５日

友好団体 御中

とちぎ自民党議員会
会　長岩崎　信
自由民主党栃木県支部連合会
幹事長　木村好文
政調会長　佐藤　良

令和７年「政策懇談会」の開催について

盛夏の候、貴団体には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度は、参議院議員選挙にあたり多大なるご支援・ご尽力を賜り衷心より深く感謝いたしております。

また、日頃よりとちぎ自民党議員会並びに自民党栃木県支部連合会に対しましてもご厚情・ご高配を賜り重ねて御礼申し上げます。

さて、この度別紙要領により政策懇談会を開催することとなりました。懇談会では、県の重要施策の策定等に資するため、県政及び諸般の課題等に対するご要望やご意見等を承りたく存じます。

つきましては、ご多用の折誠に恐縮ではございますが、別紙「要領」に基づき、要望書のご提出をいただくとともに、当日は、貴団体よりご出席を賜りたくご案内申し上げます。

※ 要望書の提出につきましてはお手数ですが、とりまとめの都合上、提出期限の８月２０日（水）までにご提出くださいますようお願い申し上げます。
（ご要望がない場合も、その旨ご一報いただけますと幸甚です。）

開催日程につきましては、別紙のとおりとなります。
※各団体により日程が異なりますので、ご確認をお願いいたします。

<連絡先>
自由民主党栃木県支部連合会事務局　担当：栗田
〒320-0033　宇都宮市本町1-22
電話０２８-６２２－４１００　FAX０２８-６２２－３４００
Mail : tochigijiminkondan@gmail.com

栃木県市長会
7. 7. 28
第153号

令和７年県政課題に関わる要望書

団 体 名：栃木県市長会

代表者名：会長　佐藤　栄一

要　望　事　項	継・新の別	要望事項	
		現　行	要望額
１．予算に関する要望 ◎　校内教育支援センターの設置促進に関わる経費負担について 小中学校において、不登校児童生徒は年々増加しております。登校出来たとしても、自分のクラスに入りづらい児童生徒の学校内の居場所を確保し、不登校を未然に防ぎ、また不登校児童生徒の登校復帰を支援するために、文部科学省は、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策『COCOLO プラン』」を提唱し、学校内での不登校児童生徒等の学びの場の提供のために、「校内教育支援センターの設置促進」事業として、同センターの設置や支援員の配置を推進しております。 現在、「校内教育支援センター支援員」の配置についての経費は国、県、市町が１/３ずつの負担である一方、「校内教育支援センター」を設置するために必要な経費については、国が１/３、事業主体の市町が２/３の負担となり、今後すべての学校に「校内教育支援センター」を設置するためには、各市の財政的負担が大きい状況です。 そこで、「校内教育支援センターの設置促進」にかかる経費について、県においても財政的支援をしていただくよう要望いたします。	新規	千円	千円

２．政策に関する要望	新規	概　　要
◎　結婚支援施策の充実等について 　栃木県においては、少子化対策緊急プロジェクトの一環として、県こども計画等の策定過程において、様々なアンケート調査等を実施されております。 　各市においても、計画策定時は、事前にアンケート調査等を実施しておりますが、市単独での調査では、その結果やデータが少なく、同規模自治体や近隣自治体との比較も難しい状況であり、広範なデータを基にした施策の検討には限界があります。同じような課題を抱える市町がデータを共有比較することで、より一層効果的な結婚支援施策を検討することができ、市町ごとの実情に応じた柔軟な対応が可能になると考えております。 　つきましては、栃木県が結婚に関する調査やアンケートを実施する場合に、その結果を各市町が共有で活用できるような設問にした上で、調査結果基礎データについて、提供していただけるよう要望いたします。		

資料2

全国市長会・全国市長会関東支部・県市長会等の主要日程（後期）

（10月～3月）

全国市長会各委員会

（県会長・相談役：宇都宮市長、理事：那須烏山市長、評議員：栃木市長・小山市長・下野市長）

・日　　時　　令和７年１１月１２日（水）午後１時～

・場　　所　　全国都市会館　ほか

全国市長会理事・評議員合同会議

（県会長・相談役：宇都宮市長、理事：那須烏山市長、評議員：栃木市長・小山市長・下野市長）

・日　　時　　令和７年１１月１３日（木）午後１時～

・場　　所　　日本都市センター

第４回市長会議　（全市長）

・日　　時　　令和８年１月１４日（水）　　会議：午前１０時～

知事を囲む懇談会：会議終了後～

・場　　所　　栃木県自治会館

全国市長会各委員会、理事・評議員合同会議

（県会長・相談役：宇都宮市長、理事：那須烏山市長、評議員：栃木市長・小山市長・下野市長）

・日　　時　　令和８年１月２８日（水）　　各委員会：午前１０時～

理事・評議員合同会議：午後１時３０分～

・場　　所　　全国都市会館　ほか

市長調査研究　（全市長）

・日　　時　　令和８年２月４日（水）～５日（木）

・場　　所　　愛知県田原市

資料3－1

シルバー人材センター事業に関する要望書の提出について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
また、平素より、シルバー人材センター事業に格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、人口減少・少子高齢化が進行する社会情勢下において、高齢者が健康で生きがいを持ち、地域で活躍できる社会の実現が一層求められております。

シルバー人材センターでは、長年にわたり培われた高齢者の知識・経験・技能を活かし、地域に根ざした就労機会の提供を通じて、高齢者の社会参加の促進、生きがいの充実、健康の維持向上に貢献してまいりました。また、介護費用の削減やフレイル予防にも資する取り組みとして、重要な役割を担っております。

本県におきましては、25市町すべてに公益法人としてセンターが設置され、8,781人(令和7年5月末)の会員が、植木剪定・草刈り・施設清掃に留まらず、保育補助や空き家管理、農園事業など、地域課題の解決に資する職域にも積極的に取り組んでおります。

こうした状況を踏まえ、私どもが加盟する「全国シルバー人材センター事業協会」の定時総会において、「地域社会に貢献するシルバー人材センターの新たな決意と支援の要望」が採択されたところでございます。

つきましては、本要望書を提出させていただきます。

今後とも、本事業へのご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和7年8月6日

栃木県市長会

会　長　　佐藤　栄一　　様

公益財団法人
栃木県シルバー人材センター連合会
理事長　　小川　俊彦

栃木県市長会
7. 8. 6
第170号

栃木県市長会
会長 佐藤栄一 殿

地域社会に貢献するシルバー人材センターの新たな決意と支援の要望

人口減少、少子高齢化が進展し、高齢者のより一層の活躍が期待される中、シルバー人材センターは、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減、孤独・孤立の防止などに貢献しています。特に、最近の調査では、後期高齢期におけるセンターでの活動継続が、介護予防に一定の効果を与えることが示されたところです。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」において、七十歳までの就業機会の確保が企業の努力義務とされ、希望する者が働き続けられる社会の実現に向けた環境整備が進み、センターの会員も年々高齢化が進展していることに加え、社会経済情勢の変化によりセンターの事業環境も厳しくなってきておりますが、そのような中、従来の伝統的な職種に留まらず、新たな職域への進出、人手不足分野等での就業機会の開拓など、地域の課題を踏まえた積極的な取組の強化にも果敢に取り組んでいます。

私たちは、このような地域社会の期待に応えるべく、新たな決意の下、本年度からは、センターの持続的な発展の要となる会員の拡大に向け「新たな仲間づくり計画」に基づき、女性会員の拡大や新規入会促進・退会抑制等の取組をより強力に推進してまいります。

こうしたセンターにおける就業やボランティアなどの様々な活動は、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）と深くつながるものであり、積極的に推進してまいります。

また、「自主・自立、共働・共助」という理念のもと、会員の安全就業の確保を確実に履行し、国が定めた適正就業ガイドラインを順守しつつ、

①介護予防・日常生活支援総合事業、介護施設の介護の周辺業務の切り出し等による要支援高齢者に対する支援事業
②子育て中の現役世代や子供たちへの支援、空き家管理・墓地清掃、遊休農地・休耕田を活用した農場運営など、地域への貢献度が高く、課題解決に資する事業
③デジタル関連やホワイトカラー系職種の事業
④人手不足や働き方改革に取り組む地元企業に向けたシルバー派遣等の事業

等を重点に取り組むとともに、経営基盤の強化を目指して、シルバー人材センター業務の効率化に資するデジタル化をより一層進めるなど、地域社会の発展と就業意欲のある高齢者の活躍の場としての役割を果たしてまいる決意です。

つきましては、令和八年度のシルバー人材センター事業の推進のため、センターに対する、より一層のご理解・ご支援を要望いたします。

特に、国においては、**一般会計をはじめとした補助金の確保、独自事業立ち上げへの新たな支援**、また都道府県・市区町村においては、厳しい財政事情の中ですが、**国の補助金と同額以上の補助金の確保**、センターへの**事業発注**、さらに現在移行に向けて取り組んでいる新たな契約方法への対応など、センターの**安定的な運営が可能となる各支援**について強く要望いたします。

令和七年八月六日

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会
令和七年度定時総会

資料３－２

女性農業委員の登用に向けた要請書

謹啓　時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。
農村女性の活動につきましては、平素より特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、栃木県農村女性会議では、県が策定している「とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」に基づき、三十年にわたり県内市町において女性農業委員登用運動を進めて参りました。
現在では、これらの活動が実を結び、女性農業委員の登用率は近年、栃木県が日本一を保持しています。
これも貴職を始め、県内市町、農業委員会関係者の皆様の御理解と御支援の賜と深く感謝申し上げます。
また、その活動は、農村女性団体が一丸となった取組の成果と考えており、今後ともこの成果を堅持し、更なる発展につながるよう取組を強化していく必要があると考えております。

現在、国において第六次男女共同参画基本計画策定が進められていますが、農林水産分野においても地域に根ざした組織・団体において女性の視点を取り入れやすくすることが重要と指摘されています。

そのような中で、地域や農業現場を支える女性の農業委員への登用につきましては、関係者が一体となった取組について継続した御支援をお願いするものであります。

令和八年度は、県内十九市町が改選期を迎えるため、関係者の皆様のより一層の理解と支援をいただきたく、次の対応について要望いたします。

一、女性の方針決定の場への参画を進めていくため、積極的に女性農業委員の登用に取り組むようリーダーシップを発揮していただきたい。

二、改選市における女性農業委員の登用率が現況を上回り、国・県が目標とする三十％に近づくよう一層の御理解と御支援をお願いしたい。

敬具

令和七年八月

栃木県農村女性会議
会長　手塚　敏子

栃木県市長会　会長　佐藤栄一様

【資料2】

【栃木県】農業委員・農地利用最適化推進委員　就任数

2025年7月25日

とちぎ女性農業委員の会

	市町	改選時期	農業委員		推進委員		農業委員に占める女性の割合(%)
			現数	うち女性	現数	うち女性	
1	上三川町	R8.7	14	5	9	0	35.7
2	宇都宮市	R8.7	19	4	30	2	21.1
3	日光市	R9.6	11	3	18	2	27.3
4	鹿沼市	R8.7	19	4	19	0	21.1
5	真岡市	R8.7	16	4	16	2	25.0
6	益子町	R8.7	13	5	12	0	38.5
7	茂木町	R8.9	10	2	12	0	20.0
8	市貝町	R8.7	12	3	13	0	25.0
9	芳賀町	R8.7	11	2	14	0	18.2
10	壬生町	R8.7	10	3	15	3	30.0
11	下野市	R9.9	16	2	20	0	12.5
12	小山市	R8.7	19	2	18	0	10.5
13	野木町	R8.7	9	2	8	0	22.2
14	栃木市	R7.7	21	7	35	0	33.3
15	矢板市	R8.7	13	3	20	0	23.1
16	塩谷町	R8.7	10	2	12	3	20.0
17	さくら市	R8.7	19	3	28	0	15.8
18	高根沢町	R9.5	9	3	18	1	33.3
19	大田原市	R8.7	17	6	43	0	35.3
20	那須町	R8.7	12	2	30	0	16.7
21	那須塩原市	R8.7	20	4	44	2	20.0
22	那須烏山市	R9.5	19	4	25	2	21.1
23	那珂川町	R9.6	19	5	25	1	26.3
24	佐野市	R8.7	16	2	16	0	12.5
25	足利市	R8.7	15	2	20	2	13.3
	合計		369	84	520	20	22.8

資料4

栃木県市長会代表の役職【改選前】

令和7年10月23日現在

番号	役職名		任期	宇都宮	足利	栃木	佐野	鹿沼	日光	小山	真岡	大田原	矢板	那須塩原	さくら	那須烏山	下野
1	栃木県農業信用基金協会	理事	３年（～令和9.6）											○			
2	栃木県都市計画審議会	委員	２年(～令和8.4市長会議)		○												
3	栃木県スポーツ推進審議会	委員	３年（～令和9.7）										○				
4	栃木県公立学校施設整備期成会	理事・監事	２年（～令和8.6）				理		理					監	理		
5	栃木県医療審議会	委員	２年（～令和8.11）										○				
7	栃木県国土利用計画地方審議会	委員	３年（～令和8.6）							○							
8	（公財）栃木県市町村振興協会	評議員	４年(～令和10.6)											評			
		監事	２年(～令和8.6)												監		
9	栃木県水防協議会	委員	３年（～令和10.5）			○											
10	栃木県社会福祉審議会	委員	３年（～令和8.7）				○										
11	栃木県環境審議会	委員	３年（～令和10.7）							○							
12	栃木県救急・災害医療運営協議会	委員	３年（～令和9.3）					○									
13	（公財）栃木県国際交流協会	評議員	４年（～令和9.6）								○						
14	栃木県立博物館協議会	委員	３年（～令和9.12）														○
15	(公財)とちぎ建設技術センター	評議員・監事	４年(～令和10.6)						監			評				評	
		理事	２年(～令和8.6)								理						理
16	栃木県人権施策推進審議会	委員	３年（～令和10.9）												○		
17	栃木県市町村総合事務組合	議員	２年（～令和8.3）		○	○						○			○		
18	栃木県後期高齢者医療審査会	委員	３年（～令和8.3）		○				○								
19	(公社)とちぎ環境・みどり推進機構	理事	２年（～令和9.6）					○									
20	（公財）栃木県育英会	理事	２年（～令和9.6）													○	
21	とちぎ創生１５戦略評価会議	委員	５年（～令和8.3）														○
22	（一社）栃木県農業会議	理事	２年(～令和8.6)				○										
23	保証事業栃木協議会	委員	２年(～令和8.6)						○								
24	栃木県緑の少年団連盟	理事	２年(～令和8.7)			○											
25	とちぎ木づかい促進協議会	構成員	２年(～令和8.4市長会議)									○					
26	栃木県競技力向上対策本部	委員	２年（～令和9.3）									○					
27	園芸大国とちぎづくり推進会議	委員	２年(～令和8.4市長会議)								○						
28	栃木県次期プラン策定懇談会	委員	委嘱の日～令和8.3		○												
29	栃木県農政審議会	委員	令和6.12～令和8.12 ※計画策定時のみ設置							○							
30	栃木県人口未来会議	委員	令和7.4～令和8.3										○				

◎改選となる役職

6	栃木県国民健康保険審査会	委員	３年（～令和7.11）					○					○				

○代表役職の就任数	0	4	3	3	3	4	3	3	4	4	3	4	2	3

栃木県市長会代表の役職【事務局案】

令和7年10月23日現在

番号	役職名		任期	宇都宮	足利	栃木	佐野	鹿沼	日光	小山	真岡	大田原	矢板	那須塩原	さくら	那須烏山	下野
1	栃木県農業信用基金協会	理事	３年（～令和9.6）											○			
2	栃木県都市計画審議会	委員	２年(～令和8.4市長会議)		○												
3	栃木県スポーツ推進審議会	委員	３年（～令和9.7）										○				
4	栃木県公立学校施設整備期成会	理事・監事	２年（～令和8.6）				理		理					監	理		
5	栃木県医療審議会	委員	２年（～令和8.11）										○				
7	栃木県国土利用計画地方審議会	委員	３年（～令和8.6）							○							
8	（公財）栃木県市町村振興協会	評議員	４年(～令和10.6)											評			
		監事	２年(～令和8.6)												監		
9	栃木県水防協議会	委員	３年（～令和10.5）			○											
10	栃木県社会福祉審議会	委員	３年（～令和8.7）				○										
11	栃木県環境審議会	委員	３年（～令和10.7）							○							
12	栃木県救急・災害医療運営協議会	委員	３年（～令和9.3）					○									
13	（公財）栃木県国際交流協会	評議員	４年（～令和9.6）								○						
14	栃木県立博物館協議会	委員	３年（～令和9.12）														○
15	(公財)とちぎ建設技術センター	評議員・監事	４年(～令和10.6)						監			評				評	
		理事	２年(～令和8.6)								理						理
16	栃木県人権施策推進審議会	委員	３年（～令和10.9）												○		
17	栃木県市町村総合事務組合	議員	２年（～令和8.3）		○	○						○			○		
18	栃木県後期高齢者医療審査会	委員	３年（～令和8.3）		○				○								
19	(公社)とちぎ環境・みどり推進機構	理事	２年（～令和9.6）					○									
20	（公財）栃木県育英会	理事	２年（～令和9.6）													○	
21	とちぎ創生１５戦略評価会議	委員	５年（～令和8.3）														○
22	（一社）栃木県農業会議	理事	２年(～令和8.6)				○										
23	保証事業栃木協議会	委員	２年(～令和8.6)						○								
24	栃木県緑の少年団連盟	理事	２年(～令和8.7)			○											
25	とちぎ木づかい促進協議会	構成員	２年(～令和8.4市長会議)									○					
26	栃木県競技力向上対策本部	委員	２年（～令和9.3）									○					
27	園芸大国とちぎづくり推進会議	委員	２年(～令和8.4市長会議)								○						
28	栃木県次期プラン策定懇談会	委員	委嘱の日～令和8.3		○												
29	栃木県農政審議会	委員	令和6.12～令和8.12 ※計画策定時のみ設置							○							
30	栃木県人口未来会議	委員	令和7.4～令和8.3										○				

◎改選となる役職

6	栃木県国民健康保険審査会	委員	３年（～令和7.11）					○								○	

○代表役職の就任数	0	4	3	3	3	4	3	3	4	3	3	4	3	3

栃木県市長会代表役職の選出方法

◆各市長の役職数　⇒　５つ以内とする。
　ただし、会長は原則として役職に就任しない。

◆新規に推薦依頼があった場合、継続で推薦依頼があった場合、ともに次のとおりとする。

　代表役職が、４つ以内の市長の希望を確認する。

　①１市の場合　　⇒　希望市に決定

　②複数市の場合　　⇒　希望市の中で就任役職の少ない市から建制順

　③希望市なしの場合　⇒　５つを超えない範囲で就任役職の少ない市から建制順
　　（副会長は、建制順によらず最後とする。）

◆任期のない役職については、２年で任期満了とみなし、上記の手続きを取ることとする。

◆任期のある役職で、市長選等により役職の任期途中で市長が退任した場合の残任期間については、後任の市長が務めるものとする。

附則　この取決めは、平成１２年１０月６日から適用する。
　　ただし、任期のない役職については、平成１３年度から適用する。

附則　この取決めは、平成１５年１月１５日から適用する。

附則　この取決めは、平成１５年８月４日から適用する。

附則　この取決めは、平成１６年４月１３日から適用する。

附則　この取決めは、令和６年４月２５日から適用する。

改選・追加となる役職の団体設置根拠・目的について

№6　栃木県国民健康保険審査会

○国民健康保険法

（審査請求）

第９１条 保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他この法律の規定による徴収金（拠出金を除く。）に関する処分に不服がある者は、国民健康保険審査会に審査請求をすることができる。

（審査会の設置）

第９２条 国民健康保険審査会（以下「審査会」という。）は、各都道府県に置く。

資料5－1

令和７年度秋季　県への要望一覧

No.	要望事項	提案市	県担当部署	要望の概要	内容区分	要望経過
1	観光庁の栃木県移転について	日光市	総合政策部・産業労働観光部 総合政策課・観光交流課	観光庁を本県に移転することで、日本全体の観光産業の活性化が期待できることから、観光庁の地方移転の可能性について関係省庁等へのヒアリング調査等の実施を求めるもの。	制度	
2	本県への移住推進について	さくら市	総合政策部・産業労働観光部 地域振興課・労働政策課	移住先としての注目度向上のため、首都圏及び関西圏への移住フェアへの積極的な出展と、移住支援金対象企業数の増加に取り組むことを求めるもの。	財政・制度	R5秋
3	学校給食費の無償化について	大田原市	総合政策部・教育委員会事務局 総合政策課・健康体育課	令和８年度から国が小学校を優先して実施予定の給食費無償化について、速やかに具体的施策の構築及び自治体への通達をされるよう国に対し働きかけを求めるもの。 また、中学校についても同時実施を国に求めるとともに、国による実施が実現するまでの間、県による独自支援を求めるもの。	財政・国へ	R6秋
4	地域医療体制の充実に向けた医師確保支援について	矢板市	保健福祉部 医療政策課	令和８年度に策定が予定されている次期栃木県地域医療構想において、現在の体制維持・向上と、公的医療機関等への医師派遣の実現に向けた継続的支援を求めるもの。 また、医師少数区域に重点支援を行うなど、実効性の高い形で運用可能な新たな仕組み作りを検討するよう求めるもの。	制度	
5	医療費助成制度の補助率見直しについて	真岡市	保健福祉部 障害福祉課・こども政策課	重度心身障害者・妊産婦・ひとり親家庭医療費助成制度について、市が現物給付方式を選択した場合の補助率を、償還払いを選択した場合の補助率と同様の２分の１の水準とするよう要望するもの。	財政・制度	H23,24,R3,6,7春 H20,21,24,R3,5秋
6	県営水力発電収入を活用した地域脱炭素化促進事業について	鹿沼市	環境森林部 気候変動対策課	より一層地域脱炭素化を推進するため、当該事業の補助対象事業費の明確化及び拡充と、補助金の単年度交付額の引き上げを求めるとともに、補助制度の継続を求めるもの。	財政・制度	
7	外来カミキリムシ類防除対策に係る支援について	栃木市 大田原市	環境森林部 自然環境課	クビアカツヤカミキリ等による被害の拡大防止を図るため、被害木の伐採にかかる事業費の増額など、必要量に見合う財政支援を国に働き掛けるとともに、同一敷地内の被害を受けていない木の伐採についても対象とするよう県補助金の対象の拡充と、補助限度額の引き上げについて要望するもの。	財政・国へ	R5秋
8	鳥獣保護管理法における緊急銃猟について	佐野市	環境森林部 自然環境課	夜間銃猟を行うには環境省または都道府県が開催する夜間銃猟安全管理講習会を修了していることが必要であり、これまでは個人では受講ができなかったことから、当該講習会を定期的に開催し、担い手づくりを支援するよう求めるもの。	制度・国へ	
9	思川流域及び渡良瀬遊水地におけるイノシシ対策の推進について	小山市	環境森林部 自然環境課	イノシシによる被害防止や市民の安全確保のため、県が思川北部を中心に行った有害鳥獣河川敷緩衝帯整備事業について、整備事業が未実施の地域についても事業の実施を求めるとともに、周辺地域のイノシシ捕獲についても県が中心的役割を担うよう求めるもの。	財政・制度	R7春
10	地域未来投資促進法制度活用に係る用地取得について	下野市	産業労働観光部 産業政策課	栃木県内への企業誘致を加速させるため、個人が用地を譲渡した際の所得税等の控除に係る税制改正について、国への働きかけを求めるもの。	国へ	

No.	要望事項	提案市	県担当部署	要望の概要	内容区分	要望経過
11	農業資材・燃油・飼料・肥料等の価格高騰対策支援について	さくら市	農政部 農政課	未だ物価高騰の終息が見えない状況が続いていることから、農業経営の安定化を図るため、農業資材等の価格高騰に対する支援事業の実施を求めるもの。	財政	
12	都市内交通を担う道路の整備促進に関する支援について	宇都宮市	県土整備部 道路整備課・都市整備課	建設業界における人件費や建設資材の高騰により、建設コストが増大しており、財源不足による計画的な道路整備ができないことが懸念されることから、整備に必要となる予算の拡充を国に対し働きかけるよう求めるもの。	国へ	
13	流域治水の推進に関する財源確保について	宇都宮市	県土整備部 河川課	「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」の後継となる「国土強靭化実施中期計画」が６月に決定されたことから、河川整備をはじめとした流域治水に効果が高い取り組みをより一層加速化させるための財源を重点的に配分するよう、国に働きかけを求めるもの。	国へ	
14	ハザードマップ作成に係る財政支援について	栃木市	県土整備部 河川課・砂防水資源課	ハザードマップ作成に係る国からの財政支援が令和８年度に終了することから、国に対し財政支援の継続を働きかけるとともに、県独自の財政支援の検討を求めるもの。	財政・国へ	
15	上水道事業に係る財政支援について	那須烏山市	県土整備部 上下水道課	上水道管路の老朽化に伴い、更新・修繕の必要性が高まっているため、国に対し管路更新・修繕に係る財政支援の更なる拡充を働きかけるとともに、県独自の財政支援の実施を求めるもの。	財政・国へ	
16	隣接県との都市計画の接続に関する考え方について	足利市	県土整備部 都市政策課	県境の市街化調整区域においては、隣接する他県の市との関連性が強く、隣接市が市街化区域になっており都市的土地利用が進んでいる場合があることから、隣接市の都市計画と関連性を配慮した市街化区域編入について検討するよう求めるもの。	制度	
17	孤立可能性集落防災力強化補助金の見直しについて	佐野市	危機管理防災局 危機管理課	令和７年度に創設された「孤立可能性集落防災力強化補助金」について、支援内容を効果的に推進するため、地区防災計画の策定を補助要件とすることなく、市が早期に直接取り組めるよう見直しを求めるもの。	制度	
18	国際理解教育の充実に係る支援について	足利市	教育委員会事務局 義務教育課	増加傾向にある外国人児童生徒への対応と、学校現場の働き方改革の推進のために、国に対し「教育支援体制整備事業」の継続及び拡充を働きかけるとともに、県においても加配される日本語指導教員の実態に即した適切な配置等、一貫した体制作りを求めるもの。	財政・国へ	
19	校内教育支援センター支援員の配置事業に係る支援について	真岡市	教育委員会事務局 義務教育課	校内教育支援センターが県内すべての小中学校に配置できるよう、校内教育支援センター支援員の配置に係る経費について、国による財政支援の強化を働きかけるとともに、県による更なる支援を求めるもの。	財政・国へ	R7春

※内容区分
財政：財政支援を求めるもの　　人事：人的支援・職員配置を求めるもの
制度：制度・仕組みの創設・改善を求めるもの　　国へ：国への働きかけを求めるもの
※提出経過には、他市から提出された同様の要望も含む

資料5－2

要　望　議　案

提 出 市 日光市
要望事項 観光庁の栃木県移転について
内　　容 文化庁は、伝統文化の発信強化や地域創生を目的として２０２３年に京都へ移転しました。また、栃木県におかれましては、政府が２０２６年度の創設を目指している防災庁について、８月７日に内閣府に対し本県への防災庁設置に関する要望書を提出されており、これまでに栃木県も含めた全国の複数の自治体等が要望書を提出しているところです。 省庁の地方移転は東京一極集中の是正にも寄与することから、現在政府関係機関の地方移転の取り組みが推進されているところですが、観光庁についても、地方移転することで、観光資源の発掘や観光振興の効果的な推進に寄与すると考えられます。 つきましては、豊かな自然や歴史、首都圏へのアクセスに恵まれた栃木県へ観光庁を移転することで、地域から全国への観光施策展開が加速し、日本全体の観光産業の活性化につながることが期待できることから、観光庁の地方移転の可能性について、関係省庁等へのヒアリング調査等を実施されるよう要望いたします。
県担当部署 総合政策部総合政策課・産業労働観光部観光交流課

要　望　議　案

提 出 市 さくら市
要望事項 本県への移住推進について
内　　容 本県は、ふるさと回帰支援センターが調査した最新の「移住希望地ランキング」で全国３位と上位を維持しておりますが、移住先としての注目度をさらに向上させるため、下記のとおり要望いたします。 記 １　首都圏および関西圏への移住フェア出展について 移住フェアへのブース出展は、移住促進に効果的であることから、首都圏や関西圏での移住フェアにもれなく出展し、県ブースで対応した特定市町への相談案件を市町担当へ共有すること。 ２　栃木県移住事業に係る支援金対象求人の拡充について 本県における移住支援金就業に関する要件を満たすためには、移住支援金対象求人に就業することが条件となっているが、企業の選択肢が限られている状況であることから、対象企業の拡充を図ること。
県担当部署 総合政策部地域振興課、産業労働観光部労働政策課
関係法令・条例

要　望　議　案

提 出 市 大田原市
要望事項 学校給食費の無償化について
内　　容 学校給食費の無償化につきましては、国の令和８年度予算概算要求基準において、これまでの議論に基づき具体化を行い、予算編成過程において検討することが示されておりますが、いまだ制度詳細等が示されておらず先が見通せない状況です。円滑な事業実施につなげるためには、適切な準備期間を確保することが必要不可欠であることから、速やかに具体的な施策を構築され、通達されるよう、国に対し働きかけていただきますよう要望いたします。 また、中学校についても、保護者の負担軽減や公平性の観点から小学校との同時実施を国に対し働きかけていただくとともに、国の制度創設までの期間においては、県独自の支援策を検討いただきますよう併せて要望いたします。
県担当部署 総合政策部　総合政策課 教育委員会事務局　健康体育課
関係法令・条例

要　望　議　案

提 出 市 矢板市
要望事項 地域医療体制の充実に向けた医師確保支援について
内　　容 県におかれましては、医師確保支援策として「キャリア形成プログラム」や「医師修学資金制度」等を通じ、地域医療に従事する人材の育成と循環的な配置に取り組まれており、これまでも県内各地域の公的医療機関等への医師派遣が進められております。 しかしながら、特に県西・県北・両毛地域など、一部エリアにおいては、依然として医師不足の状況が深刻であり、各地域の基幹医療機関において、診療体制の維持が困難な診療科が生じるなど、周辺医療圏における医療アクセスにも大きな影響が及びつつあります。 つきましては、次期栃木県地域医療構想において、現在の地域医療体制の維持・向上にご配慮いただくとともに、公的医療機関等への医師派遣の実現に向けて、引き続き支援いただくよう要望いたします。 また、県の制度と地域の実情とを的確に結び付け、医師少数区域に重点支援を行うなど、実効性の高い形で運用可能な新たな仕組みづくりについても、共に検討されるよう、併せて要望いたします。
県担当部署 保健福祉部　医療政策課
関係法令・条例

〔別紙様式２〕**県への要望用**

要　望　議　案

提 出 市 真岡市
要望事項 医療費助成制度の補助率見直しについて
内　　容 国においては、自治体・医療機関をつなぐ情報連携基盤（ＰＭＨ）の構築により、マイナンバーカードを活用した医療費の分野におけるデジタル化の取組を推進しております。令和９年度以降、ＰＭＨ医療費助成システムにおけるオンライン資格確認の導入により、医療機関等で正確かつ迅速に資格情報確認が行えるようになるため、県外で受診した場合の現物給付化を推進でき、自治体の償還事務の負担を軽減できることから、医療費助成の現物給付化への動きが加速していくことが想定されます。 このように医療費助成の現物給付化への動きが加速している中、現在、栃木県においては、重度心身障害者医療費助成制度、妊産婦医療費及びひとり親家庭医療費助成制度において、利用者の利便性を向上させるために各市が現物給付方式を導入した場合、県からの補助率が「２分の１」から「４分の１」に減額され、財政負担が増加することから、導入が進まない状況であります。 つきましては、国が推進する医療ＤＸに合わせ、医療費助成制度の現物給付導入に向けた検討を進めていくため、償還払い同様に県補助率の２分の１の維持を要望いたします。
県担当部署 保健福祉部　障害福祉課 保健福祉部　こども政策課
関係法令・条例 真岡市重度心身障害者医療費助成条例 真岡市妊産婦医療費助成条例 真岡市ひとり親家庭医療費助成条例

要　望　議　案

提 出 市 鹿沼市
要望事項 県営水力発電収入を活用した地域脱炭素化促進事業について
内　　容 県に置かれましては令和６年度より「県営水力発電収入を活用した地域脱炭素化促進事業」を実施されており、市町の地域脱炭素化推進を支援いただいているところですが、より一層地域脱炭素化を推進していくために、下記のとおり要望いたします。 記 １　補助対象事業費の明確化及び拡充について (1) 要綱第５条にて規定される補助対象経費算出にあたり、対象事業費から控除される国庫補助金等を明確にすること。 (2) 国庫補助金等が併用可能な場合、実際に併用したかに関わらず対象経費から控除されることとなっているが、あくまで市町が一般財源で支出する経費を対象とすること。 (3) 事業債を活用した場合の補助対象経費から差し引く控除額算出は、起債の充当率ではなく交付税措置率をもって算出すること。 ２　補助金の単年度交付額の引き上げについて 地域脱炭素化の早期実現に向けては、事業の選択肢を広げ、各市町に適した事業を進めることが肝要であるため、単年度交付額の引き上げをすること。 ３　本補助制度の継続について 脱炭素施策の促進及び県営水力発電事業の周知を図るため、上記１及び２と合わせて、本補助制度を継続すること。
県担当部署 環境森林部気候変動対策課
関係法令・条例 県営水力発電収入を活用した地域脱炭素化促進事業実施要綱

要　望　議　案

提 出 市 栃木市・大田原市
要望事項 外来カミキリムシ類防除対策に係る支援について
内　　容 栃木県においては、平成２８年に初めて特定外来生物クビアカツヤカミキリの成虫が確認されて以降、外来カミキリムシ類による被害が県内全域に拡大しつつあり、被害は年々深刻化しております。 被害の拡大防止には被害木の早期伐採・処分が効果的な防除対策となるため、各市では市単費及び国庫補助金・県補助金を活用して伐採等の対策を行っているところですが、被害木を伐採するための必要量に見合う予算が不足している状況です。また、実際に被害木調査を行うと、同一敷地内に被害を受けていない対象木も確認されますが、被害を受けていない対象木は原則県補助金の対象外であるため、伐採せずに経過観察を行いますが、その後高確率で被害が確認されてしまいます。このような場合、被害が確認されてからの対応となるため数年に渡って対応が必要となる事案も発生しており、被害を受けていない対象木についても予防的な伐採が必要と考えられます。 つきましては、被害の拡大防止には予防防除も必要であると考え、被害木が確認された同一敷地内の被害を受けていない対象木の伐採についても、補助対象とするよう、県補助金の対象を拡充していただきますよう要望いたします。また、国に対し被害木を伐採するための必要量に見合う財源を確保するよう働きかけるとともに、県におかれましても十分な予算措置を講じていただきますよう要望いたします。
県担当部署 環境森林部自然環境課
関係法令・条例 ・外来カミキリムシ類被害木伐採推進事業実施要領 ・外来カミキリムシ類被害木伐採推進事業費補助金交付要領

要　望　議　案

提 出 市 佐野市
要望事項 鳥獣保護管理法における緊急銃猟について
内　　容 令和７年９月１日に改正鳥獣保護管理法が施行されたことにより、市街地等にクマが出没した際に、市町村の責任の下、捕獲者による緊急銃猟及び夜間銃猟の実施が可能となりました。 夜間銃猟を行う捕獲者には、夜間銃猟に係る高度な技術及び夜間銃猟安全管理講習会の受講を修了していることが必要となりますが、これまで当該講習会の対象者は認定鳥獣捕獲等事業者に限定されており、各市で有害鳥獣駆除に対応されている猟友会の会員は受講が出来なかったため、実際には資格のある方がおらず、夜間銃猟が出来ない状況にあります。 つきましては、当該講習会は環境省又は都道府県が開催する講習会となっておりますので、県主催による当該講習会を定期的に開催していただき、夜間の緊急銃猟が可能な危険鳥獣駆除の担い手づくりを支援いただきますよう要望いたします。
県担当部署 環境森林部　自然環境課
関係法令・条例 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

要　望　議　案

提 出 市 小山市
要望事項 思川流域及び渡良瀬遊水地におけるイノシシ対策の推進について
内　　容 栃木県では、「栃木県イノシシ管理計画（五期計画）」に基づき、イノシシ管理の各種施策を実施されており、渡良瀬遊水地での渡良瀬遊水地連携捕獲協議会の設立、生息状況の調査、イノシシ及びニホンジカの捕獲実施について、厚く御礼申し上げます。 各市においても、独自で捕獲を実施しているところですが、特に小山市南部の渡良瀬遊水地周辺ではイノシシの目撃情報が多く寄せられ、農業被害が発生しており、市の対策のみではイノシシ被害を十分に防止することが困難な状況です。農業被害の防止だけでなく市民の安全確保のためにも、鳥獣対策の強化が必要となっております。 県におかれましては、思川北部を中心に有害鳥獣河川敷緩衝帯整備事業を実施いただいておりましたが、令和６（2024）年度をもって事業が終了しております。 イノシシの生息域の拡大、また、渡良瀬遊水地における生息数の増加への被害対策として、有害鳥獣河川敷緩衝帯整備事業は有効な対策の一つですので、渡良瀬遊水地に近接する市南部を中心に整備事業未実施の地域において、同事業の実施を要望いたします。 また、渡良瀬遊水地におけるイノシシの捕獲について、渡良瀬遊水地連携捕獲協議会による捕獲を強化するとともに、関係市町等における周辺地域の捕獲についても県が中心的な役割を担っていただきますよう、併せて要望いたします。
県担当部署 栃木県　環境森林部　自然環境課
関係法令・条例 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

要　望　議　案

提 出 市 下野市
要望事項 地域未来投資促進法制度活用に係る用地取得について
内　　容 地域未来投資促進法は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する事業を促進し、地域の成長発展の基盤強化を図る制度であり、地域においては取引額や雇用者数の増加が見込め、事業主体となる事業者への規制緩和等を行うことが可能であることから、事業進捗が早く企業誘致の手法として有効であると考えられます。 一方、用地取得については、事業者が地権者個人と交渉、契約締結を行うこととなり、用地を譲渡した個人が所得税等の控除を受ける制度がないことから、用地取得が困難となり事業推進を阻む一因となると考えられます。 地域未来投資促進法を活用した企業誘致は、基本計画で定めた事業を行う事業者に限られることから、その事業内容は公益性が高く、公有地拡大推進法や農村産業法と同様に事業に係る用地譲渡は公共事業への協力と捉えることができると考えられます。 つきましては、栃木県内への企業誘致を加速させるためにも、自治体と連携した民間事業者に地権者が用地を譲渡した際の所得税等の控除に係る税制改正について、国に対し働きかけていただくよう要望いたします。
県担当部署 県土整備部産業政策課
関係法令・条例 租税特別措置法、地域未来投資促進法

要　望　議　案

提 出 市 さくら市
要望事項 農業資材・燃油・飼料・肥料等の価格高騰対策支援について
内　　容 地球温暖化に起因した異常気象による干ばつや洪水などの自然災害の増加、また、紛争や経済危機などによる物流の停滞などを要因とした長引く物価高騰は、市民の生活に大きな影響を及ぼしております。 県におかれましては、令和５年度に農業経営の安定化を図るため、作物別の推進方策を基本的・短期的・長期的な視点に分け取組を整理し、土地利用型作物・施設園芸・畜産酪農について、令和５年度の国の追加策を活用し肥料・飼料・燃料代等の価格高騰に対する支援事業を実施されました。 また、各市町においては「物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、地域の実情に応じた価格高騰対策や支援策を実施しておりますが、支援策の継続については、財源の問題から不透明な状況にあります。 つきましては、未だに物価高騰の終息が見えない状況が続いておりますので、農業経営の安定化を図るため、農業資材・燃油・飼料・肥料等の価格高騰に対する支援について要望いたします。
県担当部署 農政部　農政課
関係法令・条例

要　望　議　案

提 出 市 宇都宮市
要望事項 都市内交通を担う道路の整備促進に関する支援について
内　　容 各市におきましては、少子・超高齢化、人口減少の中にあっても、子供や高齢者、障がい者を含めて市民の誰もが安全・安心・快適に暮らせるよう、都市計画道路を始めとする道路整備による道路ネットワークの機能強化、子どもたちの安全・安心を確保する通学路整備、輸送路等における無電柱化、橋梁等の耐震化など、市民生活を支える道路整備に積極的に取組んでいるところであります。 国においては、「国民の安全・安心の確保」、「持続的な経済成長の実現」、「個性をいかした地域づくりと分散型国づくり」の観点から、道路整備に必要となる補助金等の支援をされておりますが、建設業界の担い手不足による人件費の高騰や建設資材の高騰など、建設コストが増大しており、財源不足による計画的な道路整備ができないことが懸念されております。 つきましては都市内交通を担う道路の整備促進を計画的に進めるため、人件費や資材価格の高騰を踏まえ、整備に必要となる予算を例年以上の規模で確保が図られるよう、国に対し働きかけていただくよう要望いたします。
県担当部署 県土整備部　道路整備課、都市整備課
関係法令・条例

要　望　議　案

提 出 市 宇都宮市
要望事項 流域治水の推進に関する財源確保について
内　　容 近年の気候変動の影響に伴う台風や局地的豪雨により、全国各地で水災害が頻発していることを踏まえ、国においては新たな「国土強靭化基本計画」に基づく「国土強靭化実施中期計画」の素案を公表し、「あらゆる関係者が協働して行う流域治水対策」などについて、重点的かつ集中的に実施する方針を掲げ、取組の更なる加速化・深化を図っているところです。 各市においても、国の考え方を踏まえた流域治水に係る各種取り組みを進めておりますが、これらの整備には多額の費用と時間を要すことが見込まれております。現在、国からは「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」に基づく補助金や緊急自然災害防止対策事業債などにより、流域治水の推進を支援されており、令和７年度に最終年度を迎えた「防災・減災、国土強靭化のための５か年対策」の後継となる「第一次国土強靭化実施中期計画」においては、事業規模は５年間でおおむね２０兆円強という事業規模が提示されております。 「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」の後継となる「国土強靭化実施中期計画」が令和７年６月に決定されたことから、河川整備をはじめとした流域治水に効果が高い取組をより一層加速化させるための財源を重点的に配分されるよう、国に対し働きかけていただきますよう要望いたします。
県担当部署 県土整備部　河川課
関係法令・条例

要　望　議　案

提 出 市 栃木市
要望事項 ハザードマップ作成に係る財政支援について
内　　容 ハザードマップは、県が作成・提供する土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域等のデータを基に、各市において作成し、住民に配付をしております。 ハザードマップ作成には、業務委託や印刷など多大な経費が必要であり、各市の財政負担が大きい状況にあります。洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域を重ね合わせたハザードマップを作成する場合、土砂災害警戒区域は毎年変更があることから、定期的に洪水及び土砂災害（内水・ため池を含む場合も有）に関するハザードマップを作成しなければいけない状況にあります。 このような状況の中、洪水に関するハザードマップ作成に係る国からの財政支援が令和８年度に終了することから、国土交通省へ財政支援の継続を働きかけるとともに、県においても財政支援について検討いただきますよう要望いたします。
県担当部署 県土整備部　河川課・砂防水資源課
関係法令・条例 水防法・土砂災害防止法

要　望　議　案

提 出 市 那須烏山市
要望事項 上水道事業に係る財政支援について
内　　容 現在、全国の市町村が担う上水道事業では、昭和 40 年代から 60 年代に整備された管路の老朽化が進行しております。これに伴い、管路の破損や漏水が原因と考えられる道路陥没などの事故が増加しており、早急な対応が求められております。 こうした状況を受け、国は本年６月に、上下水道施設の戦略的維持管理・更新の目標が明記された国土強靭化中期計画を閣議決定したところですが、住民の安全・安心な生活環境を守るためには大口径水道管路の健全性の確保だけでなく、すべての管路の更新が必要であり、上水道事業においても喫緊の課題となっております。 県内においても、管路の約２割が耐用年数を超えている状況でありますが、更新のペースが追いついておらず、令和 5 年度の管路更新率は県内の多くの事業体で全国平均を下回る状況です。 また、人口減少や節水意識の高まりにより、水道使用量は減少傾向にあり、使用料収入の減少が事業運営を圧迫しており、市単独で更新・修繕に必要な財源を確保することは極めて困難な状況です。 つきましては、市町が持続可能な上水道事業を維持し、住民の安全・安心な生活環境を確保するため、国に対し、管路更新・修繕に係る補助金・交付金のさらなる拡充について働きかけるとともに、県独自の財政支援の導入を要望いたします。
県担当部署 県土整備部　上下水道課
関係法令・条例

要　望　議　案

提 出 市 足利市
要望事項 隣接県との都市計画の接続に関する考え方について
内　　容 栃木県と群馬県の県境にある足利市の南西部においては、国道５０号により分断され、市街化調整区域となっている地域がありますが、隣接の太田市が市街化区域になっており、都市的土地利用が進んでいる地域があります。 足利佐野都市計画区域の中では市街化区域との接続性や関連性が乏しいものの、隣接する太田市との関連性はきわめて強いものがあります。 足利市内において市街化区域の関連性による編入を行い、新たな工業団地の建設が進められている箇所もありますが、足利佐野都市計画区域内での考え方にとどまらず、隣接市の都市計画の関連性を配慮した市街化区域編入についても検討いただくよう要望いたします。
県担当部署 県土整備部　都市政策課
関係法令・条例

要　望　議　案

提 出 市 佐野市
要望事項 孤立可能性集落防災力強化補助金の見直しについて
内　　容 県におかれましては、令和６年度に「栃木県中山間地等の孤立集落発生の可能性に関する状況調査」を実施され、その結果に基づき、孤立可能性集落において災害時における孤立集落対策の更なる強化を図るため、令和７年度に「孤立可能性集落防災力強化補助金」を創設されました。 その支援内容は、孤立発生時の迅速な救助のために必要なヘリ離発着場、情報通信手段及び資機材の整備にかかるものとなりますが、補助要件として、孤立可能性集落として該当する自主防災組織等における地区防災計画の策定が条件となっております。 現在、昨年度に引き続き県において、人の繋がりや実際の地形の特徴など地域の実態を踏まえ、災害時に孤立する可能性が高く対策が必要な集落を精査いただいているところですが、お示しいただいた支援内容を効果的に推進するためには、まさに地域性を捉えて市が主体的に進めるべきと考えます。 つきましては、孤立可能性集落における孤立の解消や支援に向けたヘリ離発着場、情報通信手段、資機材の整備にあたっては、自主防災組織等が策定する地区防災計画を補助要件とすることなく、市が早期に直接取り組めるよう補助要件の見直しをお願いいたします。
県担当部署 危機管理防災局　危機管理課・消防防災課
関係法令・条例 孤立可能性集落防災力強化補助金交付要領

要　望　議　案

提 出 市 足利市
要望事項 国際理解教育の充実に係る支援について
内　　容 現在、外国人児童生徒数及び在籍学校数が年々増加し、併せて多国籍・多言語化も進んでいることから、学校現場での対応に苦慮しているところです。各市においては、国の「教育支援体制整備事業費補助金（帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業）」等を活用し、対応しているところですが、年々増加傾向にある多国籍の外国人児童生徒との意思疎通、また、日本文化や生活面での基本的ルールの理解を進めることは、困難な状況にあります。 学校現場の働き方改革をさらに進めていくうえでも、「教育支援体制整備事業」等の継続・拡充について、国に対して働きかけるとともに、栃木県におかれましても、加配される日本語指導教員の実態に応じた適切な配置と、外国人児童生徒における学習や生活支援の一貫した体制作り等を実施いただけるよう要望いたします。
県担当部署 教育委員会事務局　義務教育課
関係法令・条例 ・国際人権規約（社会権規約）（就学を希望する外国籍の子どもは無償で受け入れることが、文部科学省の基本的な方針となっている）

要　望　議　案

提 出 市 真岡市
要望事項（**要望の表題**） 校内教育支援センター支援員の配置事業に係る支援について
内　　容 近年、各小中学校において、不登校児童生徒は年々増加しています。中には、登校はできても、自分のクラスに入れない児童生徒が一定数おり、文部科学省は、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策『COCOLO プラン』」を提唱し、学校内での不登校児童生徒等の学びの場の提供のために、校内教育支援センターの設置を推進しています。 校内教育支援センターは、不登校を未然に防ぐとともに、学校内の居場所を確保し、不登校児童生徒の登校復帰を支援するために市町が設置する施設で、そこに配置される支援員は、児童生徒のペースに合わせた相談や学習のサポートを行っています。 しかし、現在、校内教育支援センターの支援員の配置に係る経費は、国、県、市町が１/３ずつ負担するものとなっており、ほかにも多くの外部人材を市町の単独費で配置している中、各市においては、財政的に大変厳しい状況であります。 つきましては、校内教育支援センター支援員の配置に係る経費について、県内すべての小中学校に設置できるよう、更なる財政支援を国に対し働きかけるとともに、県におかれましても、更なる支援を要望いたします。
県担当部署 教育委員会　義務教育課
関係法令・条例 令和７年度概算要求主要事項（文部科学省初等中等教育局）